

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回 飯塚市行政経営戦略推進審議会
開催日時	令和6年6月25日(火) 15:00~17:00
開催場所	飯塚市役所 5階 委員会室
出席委員	(現地参加) 井澤会長、大久保副会長、井川委員、河委員、畠中委員 (オンライン参加) 菅原委員
欠席委員	なし
事務局職員	【行政経営部】 福田部長 【業務改善・DX推進課】 中嶋課長、上田課長補佐、野見山係長、伊佐、林 【財産活用課】 太田課長、畠中課長補佐、藤原 【関係職員】 落合人事課長、小西総合政策課長、松本財政課長
会議内容	<p>1 開会 委員、事務局紹介</p> <p>2 行政経営部長あいさつ</p> <p>3 審議会成立確認 半数以上の出席を確認し、審議会成立を確認</p> <p>4 議題</p> <p>➤ 手数料見直しの考え方について ＜各委員から出された主な意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の手数料などは、市民感覚からいうと受益者という認識はなく、払わされているイメージがある。 ・ 原価計算を元にした場合、人件費は減らせないのかという視点になる。 ・ 他自治体では、窓口の業務負荷軽減やDX推進のため、住民票のコンビニ交付の手数料を窓口より安くしているところがある。 ・ DX戦略などとセットで考える必要がある。 ・ 手数料の根拠を明確にするのは重要だが、目標(コンビニ交付率など)から逆算して設定する方法もある。 ・ キャッシュレス化などについては、市民にもっと発信してほしい。 ・ 手数料見直しの目的、目標を明らかにしたうえで、見直しに取り組むべきではないか。

	<p>➤ 補助金等見直しの考え方について <各委員から出された主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各補助金について、成果が見えているか、また検証されているかわからない。 ・ 見直すという規定や方針があっても見直すのは難しい。誰が責任を負うかを明確にする必要がある。 ・ 今後は、入口（補助金設置時）の目的や目標を精緻化する必要がある。 ・ 京都市事例のように、補助金の情報を公開した方がいい。 ・ ゼロベースでの見直しが難しければ、一律 80%というやり方もあるのではないか。残りの 20%を新たなニーズに対応することもできる。 ・ 職員の業務量の限界もあるはずで、その視点も必要である。 ・ コスト削減の視点だけではなく、目的を明確にして方針を決めるべきであり、また、一律ではなく、種類別に分けて議論すべきである。 ・ 第三者の審議機会があっても、市としても目的や方針がないと議論できない。 <p>➤ 公共施設等総合管理計画について <各委員から出された主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハード面の耐震化や長寿命化だけでなく、利用促進などのソフト面も考えてほしい。 ・ もっと公共施設を市民が利活用できるように考えてほしい。 ・ アンケートに当たっては、現況だけでなく、今後の方向性についても調査すべきではないか。 ・ 市有財産のデジタル化も必要である。管理面だけでなく、利用面での利便性向上についてもデジタル活用を考えてほしい。 ・ 利用料金を柔軟にすることも検討すべきではないか。 <p>5 閉会</p>
会議資料	<p>1. 手数料見直しの考え方 2. 補助金等の見直しの考え方 3. 飯塚市公共施設等総合管理計画について</p>
公開・非公開の別	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 2人)</p>
その他	

○手数料見直しの考え方 -基本方針策定に向けて-

【目指す姿】

手数料見直しに関する基本方針を策定し、受益者の負担する手数料と非受益者の負担の公平性を確保、**受益者負担を適正化する。**

現状・課題

【R5年度基礎調査結果】◀飯塚市手数料条例別表に記載の事務に関する回答▶

I 前回改定時期	回答数
H30年度以後	0
H29年度以前	1
改定していない	59
不明	15
合計	75

- ・過去6年間に於いて、改定が行われていない
- ・75項目中74項目が、改訂無し、または不明
- ・消費税率改正(H26、H31)に対応していない

II 算定根拠	回答数
法令等	26
原価計算より算出	0
他自治体参考	12
不明	27
合併時の協議による	10
合計	75

- ・原価計算（コスト）を考慮した項目が皆無
- ・75項目中、明確な根拠を有するものは26件のみ
- ・算定根拠不明なものが75件中27件と多数

III 裁量の余地	回答数
市に裁量の余地がある	58
市に裁量の余地がない	17
合計	75

- ・75項目中58項目(77%)に裁量の余地がある
- ・算定根拠は不明で裁量の余地なしの回答がある

IV 減免(市長が認めるとき)の適用	適用数
適用あり(R5年度)	4
合計	4

- ※税務課は無料発行件数68件中、内訳不明
- ・R5年度適用件数は4件と少ない（税務課除く）
- ・適用内容は、すべて屋外広告物に関するもの

【現状・課題】◀基礎調査結果からわかること▶

- ・飯塚市手数料条例に規定する手数料は、75項目 ⇒ **I**
- ・長年にわたり見直しが行われておらず **据え置かれたまま** ⇒ **I**
- ・消費税などの税に比例した改正が行われていない ⇒ **I**
- ・**算定根拠が不明確**なものが多い ⇒ **II**
- ・**受益者負担の割合**が不明確 ⇒ **II**
- ・大半の手数料に関して、**市に裁量権がある** ⇒ **III**
- ・減免（市長が認めるとき）の適用はあるものの、少数である ⇒ **IV**

【先進地事例】

- ・原価計算方式による料金算定の明確化（稲城市、佐倉市）
- ・原価計算の対象経費には、ランニングコストとして人件費を算入（稲城市、浦安市、府中市、角田市）
- ・行政と受益者の負担割合の明確化（稲城市、浦安市）
- ・減免対象範囲の明確化（稲城市）
- ・手数料見直しにおける激変緩和措置（稲城市、角田市）
- ・定期的な料金見直しを明文化（稲城市、浦安市、角田市）

方針案

【本市の今後の方向性】

・手数料算定方針を策定（下記の手順を想定）

- STEP1 原価計算
- STEP2 公費負担割合の設定
- STEP3 民間や周辺自治体の同種・類似手数料との比較
- STEP4 激変緩和の考慮
- STEP5 減額・免除措置の検討
- STEP6 手数料決定

・3年に1度の料金改定を実施

【持続的に取組むための方策】

- ・3年に1度の料金改定の実施を方針に明記する
- ・業務改善・DX推進課において、各課算定結果をとりまとめ、改訂

【審議会において意見を聴取したい点】

①原価計算方式の手法

対象のサービス提供に必要なすべてのコストを算出することとしたいため、サービス提供にかかる消耗品費やシステム利用料等だけでなく、市職員の人件費も算定対象としたい。積算に当たっては、1分あたりの職員人件費(理論値)に処理時間(分)を乗じて算出することとしたい。

②コンビニ交付の原価計算

コンビニ交付については、市職員による直接のサービス提供がないことから、人件費を算定せず物件費のみの算定とし、窓口交付とは異なる料金体系としたい。

③公費負担割合

手数料は受益者の求めに応じて行われるサービスであるため、受益者負担の割合を原則100%としたい。

④激変緩和措置

算出した料金が、現行料金と比較して大幅な増額となる場合は、激変緩和措置として、原則、現行料金の1.5倍を上限としたい。見直しサイクルを3年とすることで、段階的な適正化を進めたい。

手数料見直しに関する基本方針(案)

令和 年 月

飯塚市

目次

1	目的	1
2	適用範囲	
	(1)適用範囲	1
	(2)適用除外	1
3	手数料決定の手順	1
4	原価計算	2
	(1)原価の計算方法	2
	(2)原価に含めるべき経費	2
5	公費負担割合	2
6	民間や周辺自治体との比較	2
7	激変緩和措置	2
8	減免・免除措置	3
9	継続した見直しの取組み	3
10	特定の政策目的の実現に向けた特例料金の設定	3

1 目的

証明書交付等の手数料については、その事務に要した経費に、税等の財源が過度に充てられることで、サービスの提供を受けない者も、その意思にかかわらず負担を負う状況が生じ、受益者と非受益者の負担の不公平性を招いてしまいます。そのため、手数料については、社会経済情勢の変化や関係事務事業経費の動向に応じて常に見直しを行う必要があります。

しかしながら、本市では、大半の手数料について長年にわたり見直しが行われておらず、据え置かれたままとなっております。また、多くの手数料において、算定根拠が不明確であるという課題もあります。

このような状況を踏まえ、手数料の算定及び改定に向けての方向性を示し、公正かつ透明性の高い受益者負担制度を確立することを目的として、今回、本方針を策定いたしました。

2 適用範囲

(1)適用範囲

本方針においては、原則として、飯塚市手数料条例に規定する手数料のみを見直し対象とします。

なお、対象外の手数料については、本方針とは別に見直しの検討を行うこととします。

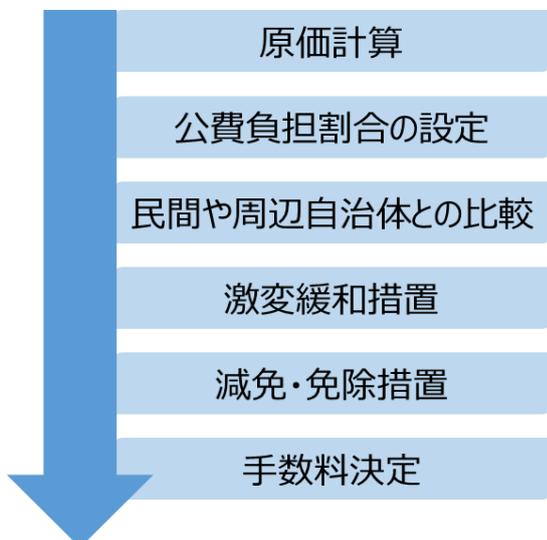
(2)適用除外

飯塚市手数料条例に規定する手数料であっても、国や県の法令等(法律、政省令、県条例、告示、通知等)により、行政サービスの手数料の基準が定められており、市に裁量権限のない場合は、それぞれ定められた基準にしたがって手数料を設定することとします。

3 手数料決定の手順

手数料決定の手順は以下のとおりとします。

なお、料金算定に当たっては、別表1の「手数料に関する算定表」を用いて算定することとします。



4 原価計算

手数料の算定に当たり、まず、対象のサービスを提供するためにかかるコスト(=原価)を算出します。

(1)原価の計算方法

【原価 = (1分あたりの人件費 × 処理時間(分)) + 物件費 ÷ 年間処理件数】

(2)原価に含めるべき経費

性質別・支出科目等	内容
人件費	行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費
基本給	これらの単価は、各年度における人事異動等で原価が左右されないように、統一単価(理論値)を使用します。 ※行政評価における人件費の単価と一致します。
諸手当	
共済費・社保	
退職手当組合負担金	
物件費	行政サービスの提供に要する事務経費等
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等
役務費	通信運搬費等
委託料	業務委託料、保守管理委託料等
使用料及び賃借料	複写機・オンライン端末機の使用料等
その他	その他受益者が負担すべきと考えられる経費

(3) コンビニ交付(コンビニ等に設置されているキオスク端末を利用した各種証明書交付サービス)にかかる原価の計算方法

市職員による直接のサービス提供がないことから、人件費を含めないものとします。ただし、物件費に関しては、サービス提供にかかる必要額を算定することとします。

5 公費負担割合

手数料については、特定の受益者の求めに応じて行われる行政サービスの対価として徴収されるものであることから、原則、手数料原価の全額を受益者の負担(100%)とします。

6 民間や周辺自治体との比較

手数料の料金が、民間や周辺自治体の同種・類似手数料に比べて著しく高額となり市民の負担が過大となる場合、若しくは、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合には、適切に公費負担部分を増減することで調整します。

7 激変緩和措置

算出した料金が、現行料金と比較して大幅な増額となる場合は、市民の急激な負担増を緩和するため、激変緩和措置として、現行料金の1.5倍を上限として単価を設定します。

ただし、見直し前の単価が著しく低額である場合は、市民生活への影響を考慮しながら、より適切な額へ近づけるため、1.5倍を超えて改定する場合があります。

8 減免・免除措置

手数料の減免については、条例や規則の規定により、統一化が図られていることから、現行どおりの規定とします。

ただし、減免措置はあくまで受益者負担の例外であることから、その適用には十分な検討を行い、慎重に判断することとします。特に、飯塚市手数料条例施行規則第2条第5号に規定する「前各号に掲げる場合のほか、市長が免除を適当と認めるとき。」の適用範囲を際限なく拡大しないよう留意します。

9 継続した見直しの取組み

行政サービスにかかる原価は、コスト削減の取組みや、物価・人件費の変動、税制改正等により変動します。

したがって、受益と負担の公平性を確保するため、手数料の見直しについては、3年に一度行うこととします。また、新規に手数料を徴収するものについては、その都度原価計算を行い、手数料を決定するものとします。

なお、基本方針については、必要に応じて、適宜見直しを行うこととします。

別表1

手数料名	
根拠法令等	
市の裁量権	
原価計算	※下記に算定根拠を記載
人件費 【1分あたり人件費 ×所要時間(分)】	
1件あたり物件費 【物件費÷ 年間処理件数】	
原価(理論値) 【人件費+物件費】	
民間・周辺自治体の 状況	
現行手数料	
最終決定金額 ※理論値と異なる 場合は、理由を記載	

※算定に用いる1分当たりの人件費については、〇〇円とする。

※物件費には、需用費、役務費、委託料、使用料等、受益者が負担すべきと考えられる経費を計上する。

○補助金等の見直しの考え方 -補助金等の見直しに関する指針の改訂に向けて-

【目指す姿】

現行の指針を改訂し、適正な見直しを実施することで、補助金交付の長期化による既得権化を防止し、公平かつ効果的な補助金制度の確立を目指す。

現状・課題

【現行指針に掲げる見直しの方向性と現状】 ※平成21年12月策定

- ①事業費補助への移行 ②団体運営費補助のあり方の見直し
補助対象経費が曖昧になる傾向がある団体運営費補助については、終期を定め段階的に減額していくものとしているが、実質的には毎年同額補助されているなど、団体運営費補助の見直しが適切に行われていない。
- ③終期の設定（サンセット方式の確立）
終期は通算3年以内で設定することとしているが、終期を管理する仕組みが整っていないため、実質終期が設定されていない補助金が形骸化している。
- ④第三者審査機関の設置
補助金の見直しに関する外部評価は平成29年を最後に実施していない。
- ⑤新たな制度への移行に伴う前年度繰越金の調整
適切な見直しの仕組みが整っていないため、団体の繰越金に対し、翌年度の補助金の交付額が調整されておらず前年度と同額となっている補助金がある。
- ⑥総額の抑制
新規の補助金交付にあたっては、スクラップ&ビルドを原則に対応することとしているが、徹底されておらず、補助金総額の抑制には繋がっていない。
- ⑦各種補助団体への関与の見直し
団体の事務局事務を実質的に市が行っているケースがあり、適切な事業手法の見直しが行われていない。
- ⑧負担金の見直し
市が構成または加入する各種団体への負担金については、本来の加入の意義やその役割が長期間見直しが行われていない。
- ⑨公募型・提案型補助金制度の検討
市民活動や地域活動の活性化を目的に、協働のまちづくり応援補助金「チャレンジ事業」を実施しており、令和5年度は19団体へ交付している。



方針案

【本市の今後の方向性】

○現状・課題を踏まえた指針の改訂

・社会経済情勢等の変化や本市の補助金制度の現状を踏まえ、実行力の伴った見直しができるように指針の改訂を行う。

○見直しの仕組みの整備

・補助金交付の長期化による既得権化を防ぐため、終期を設定した上で、サイクルで見直しを実施できる仕組みを整備する。

○情報公開の推進

・透明性の確保や市の説明責任を果たすため、見直し結果について、市のホームページ等で積極的に公表する。

【審議会において意見を聴取したい点】

○現行指針に対する意見について

○効果的な見直しに向けた仕組みの整備について

★今後の方向性をふまえた本市案

- ・全ての補助金に対し、終期ごとに調書を担当課で作成、見直した上で、業務改善・DX推進課で取りまとめ、管理する仕組みとしたい。
- ・第三者審査機関の設置をせず、内部で指針に沿った見直しを徹底し、その見直し結果を積極的に外部公開することで透明性の確保や市の説明責任を果たしていきたい。
- ・終期の設定については、原則3年で設定し、サイクルでの見直しを実施。

○補助金の総額の抑制に向けた仕組みについて

★今後の方向性をふまえた方針案

- ・新規の補助金については、スクラップ&ビルドの原則に加え、指針の基準を満たす補助金でない限り予算要求できない等、指針の徹底を強力に実行したい。
- ・補助率の見直しを行い、上限設定をすることで総額の抑制に繋げるとともに、現在全額補助している補助金については、業務委託への移行を含め見直しする仕組みを整備したい。

補助金等の見直しに関する指針

平成 21 年 12 月

飯 塚 市

目 次

	ページ
はじめに	1
1 補助金等に関連する法令等	2
2 現状と課題	
(1) 現状	3
(2) 課題	5
(3) 補助金の種別とその課題	6
3 見直しの視点	7
4 見直しの方向性	7
5 補助金の交付と見直しに関する基準	
(1) 補助金交付基準	9
(2) 補助金見直し基準	9
6 その他	
(1) 負担金の見直し	9
(2) 公募型・提案型補助金制度の検討	10
別表1 補助金交付基準	11
別表2 補助金見直し基準	12

はじめに

本市においては、「市民とともに築く活力・魅力あるまちづくり」の実現に向け、1市4町合併直後から行財政改革に積極的に取り組み、一定の成果はでていますが、国の三位一体の改革(*1)による地方交付税の予想を超える削減や平成20年の世界同時不況の影響による税収減などにより、「平成22年度に単年度の財政収支を黒字化」という行財政改革の目標を達成することは非常に困難な状況にあります。また、国から交付される地方交付税については、合併による優遇措置として平成27年度まで1市4町分の算定(合併算定替(*2))が行われることになっていますが、その後の5年間で一つの市としての一本算定へと段階的に縮減(5年後には約26億円が縮減される見込み)されることになっており、これまでのように地方交付税や国の補助金に依存した財政運営は次第に困難になってきています。

今後、これらの状況を打開していくためには、抜本的な改革のもと、簡素で効率的な行財政運営を行いながら、地方分権時代に対応できるような自立した行財政システムを早急に確立することが必要であることから、行財政改革の更なる取り組みとして、先例、慣例にとらわれず新たな視点に立った中で、全ての事務事業について見直しを行いながら、平成21年12月に行財政改革大綱に基づく実施計画の第一次改訂版を策定いたしました。

これまで、補助金は市の施策を展開する中で、地域活性化や産業振興等の行政サービスを補完するなど重要な役割を担っていますが、一方では様々な問題点も指摘されており、平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、補助金等の整理合理化が求められ、行財政改革実施計画においても抜本的な補助金等の見直しを図ることを重要項目の一つとして位置づけています。

本市の補助金制度につきましては、飯塚市補助金等交付規則に基づき申請、交付決定、実績報告などの事務手続きを規定していますが、補助金交付決定等に関する明確な基準がないため、一旦予算化されると、事業実績による効果を評価せずに長年にわたり継続して交付している例が見受けられるなど、補助金が長期化し、既得権化する傾向にあります。また、補助金等は当然ながら市民の税金をもって交付されているものであり、すべて市民に情報開示し、透明性・公平性が確保されなければなりません。

見直しにあたっては、補助金等の交付の理念、即ち、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ、自助努力をもってしても、なお不足する部分を補助するという必要最小限の原則に立ち返り、市民に開かれた制度にするとともに補助金総額の抑制を図りながら、適正かつ効果的な交付を行うために「補助金等の見直しに関する指針」を策定するものです。

*1 『三位一体の改革』 地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な住民サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大するため、国庫補助負担金を削減し、代わりに税源を地方に移譲するとともに、地方交付税を見直すという3つの改革を同時に行うもので、平成16年度から平成18年度にかけて実施されました。

＊ 2 『合併算定替』 市町村合併が行われた場合、スケールメリットにより様々な経費の節約が可能になることから、一般的には基準財政需要額が減少することにより、普通地方交付税も減少しますが、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではなく、旧合併特例法第 11 条第 2 項において、合併年度とそれに続く 10 年度は、合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして計算した交付税額を保障し、その後、5 年間で保障額を逡減させるものです。

1 補助金等に関連する法令等

現行法令等では、次のとおり、憲法や地方自治法の規定にあるように、公金を補助金等として交付するにあたっては、「公」を担うに足る公益性が求められ、客観的にも認められる必要があります。

【日本国憲法第 89 条】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

【地方自治法第 232 条の 2】

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(行政実例：昭 28.6.29)

公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。

【地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(H17 総務省)】

○補助金等の整理合理化

- ①様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。
- ②終期の設定や PDCA サイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

【行財政改革大綱に基づく実施計画(H18.11)】

○補助金等の見直し

補助及び交付金については、総合的な補助金交付基準(終期を設定し定期的に見直す仕組みや一定の限度を設定する内容等を盛り込む。)を早期に策定するとともに、検討委員会を設置し、総合的かつ客観的に個々の補助金等の役割・効果等の評価を行い、整理統合の可能性及び所期の目的を達成したと認められるものの廃止を検討する。また、旧市町等に存在する同一・類似目的の団体で補助金等を交付している団体については、組織統合の推進を図るとともに、公益性・公平性・必要性・経済性等を検討し、補助金等の整理合理化を図る。

2 現状と課題

(1) 現状

本市では、平成 21 年度当初予算(普通会計ベース)で 174 件、約 17.2 億円の補助金(負担金除く。)が計上されており、各種団体への補助金から個人への補助金まで、様々なものがまちづくり等に活用されています。

なお、現状としては以下のとおりです。

- ① 本市における補助金等については、飯塚市補助金等交付規則及び個々の補助金交付要綱等において、事務手続き並びに補助の対象とする事務事業の範囲、補助事業者等を規定していますが、特に団体運営補助金については、補助対象経費の明確な基準となるものがないため、本来自己資金にて負担すべきものが補助対象経費に含まれている例も散見されます。
- ② 本市財政の危機的状況を早期に打開するために、平成 18 年 9 月に「飯塚市補助金等見直し基準」の策定を行い、個々の補助金について整理・検証し、廃止、一時凍結、縮減などを実施したことにより一定の成果はありましたが、合併直後ということもあり、合併時に調整できずに旧市町の補助金がそのまま引き継がれているものがあり、また、限られた期間の中で行政内部だけで評価・判定を行ったことから、抜本的な補助金改革はできなかったのが現状です。

◆補助金の状況(平成 21 年度当初予算)

大 区 分	小 区 分
市単独補助金 148 件 1,488,633 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費補助金 61 件 392,775 千円 ・ 運営費補助金 40 件 219,613 千円 ・ 事業費+運営費補助金 33 件 860,634 千円 ・ 扶助的補助金 7 件 9,124 千円 ・ 利子補給金 7 件 6,487 千円
※国・県補助金との重複分 11 件含む	

国・県補助金 37件 276,326千円	・事業費補助金	16件	145,577千円
	・運営費補助金	4件	27,641千円
	・事業費＋運営費補助金	2件	3,358千円
	・扶助的補助金	11件	96,258千円
	・利子補給金	4件	3,492千円

※(国・県補助金＋市単独補助金) 重複 11件 47,130千円

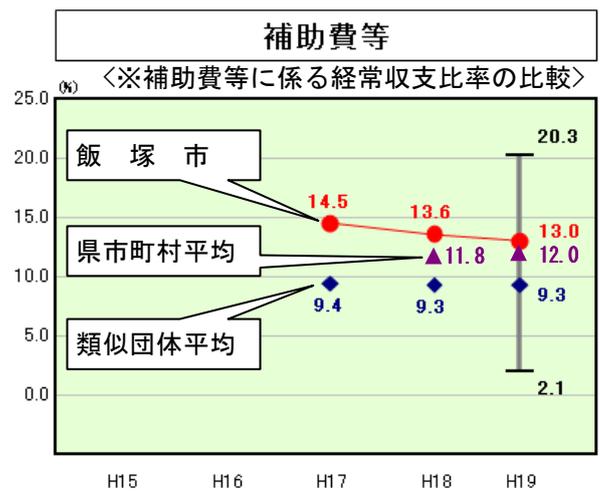
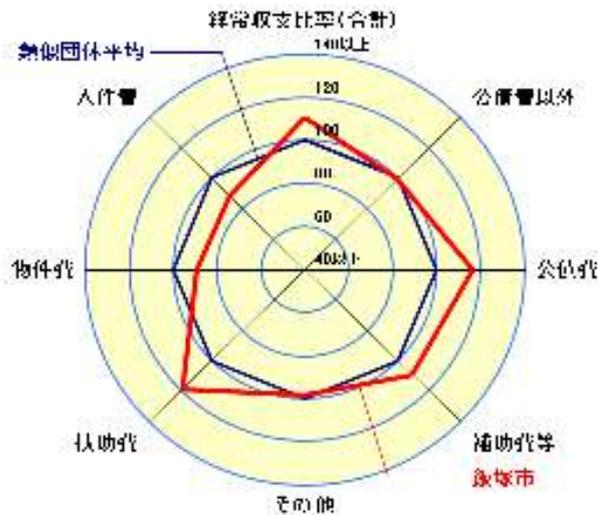
[内訳]	・事業費補助金	6件	35,705千円
	・運営費補助金	2件	10,781千円
	・事業費＋運営費補助金	1件	150千円
	・扶助的補助金	2件	494千円

◆財源等による分類

(単位：千円、%)

補助金の区分	件数	予算額 (21年度)	財源内訳				構成比 (%)	
			国庫支出金	県支出金	その他 特定財源	一般財源		
国・県の補助事業	①全額が国・県支出金及び特定財源のもの	10	20,473	550	13,923	6,000		1.2
	②国・県支出金及び特定財源に加え一般財源の負担があるもの	27	255,853	66,389	50,111	4,295	135,058	14.9
	内数 ③上記②のうち基準を超えて市単独の増額があるもの	11	47,130	16,437	17,067	2,770	10,856	2.7
	小計 (A)	37	276,326	66,939	64,034	10,295	135,058	16.1
市の単独補助事業	③法令・条例等に基づく義務付けがあるもの(国・県補助制度以外)	18	100,159				100,159	5.8
	④法令・条例等の規定はないが、それに準ずる規定・義務付けがあるもの(国・県補助制度以外)	24	117,914				117,914	6.9
	⑤法令等の義務付けがないもの	95	1,223,430				1,223,430	71.2
	小計 (B)	137	1,441,503				1,441,503	83.9
合計 (A+B)	174	1,717,829	66,939	64,034	10,295	1,576,561	100.0	

※「市の単独補助事業」…「国・県の補助事業」③の市単独分(重複分 11件)については含まず。



H19 類似団体内順位 30/35
 全国市町村平均 10.4

(2) 課題

それぞれの補助金は、その時々^①の社会経済情勢に応じて、「公益上必要がある」との判断から創設されたものであり、これまで市の施策を展開する中で、行政の補完的な役割を果たしてきており、その効果的な活用により地域活性化や産業振興などの公共課題の解決にも有効な手段となってきました。しかし、その一方では以下のような課題もあります。

① 交付基準の不統一

補助金は、広範な事業にわたり様々な性格をもち、公益上必要なものとして交付していますが、交付の考え方など統一した交付基準がないため、交付主体である所管部署によって判断がまちまちで、判断根拠が不透明になりがちです。

② 補助金の長期化による既得権化

補助金は、社会経済情勢の変化に伴い、その目的や内容について随時見直しが行われるべきであるが、一旦創設するとそれらの見直しがなされにくく、長期化による既得権化になりがちです。

③ 交付団体の自立の阻害

補助金が長期化すると、団体においては、補助金を前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちであるとともに、自主財源の確保など自らの手で自主的に運営を行うという姿勢が希薄になりがちです。

④ 補助金の適正な執行の見直し

補助金を交付する行政側についても、交付することで目的が達せられたとし、補助金の使途について真に目的にかなっているかなど^②の確認がおろそかになりがちです。

⑤ 第三者の審査機会の設定

これまで補助金の交付については、行政側の判断だけで行っていますが、その活用については市税を財源とするからには、透明性を更に高めるために、第三者的機関が補助金を審査する機会を設けていく必要があります。

⑥ 交付機会の均等化や透明性の確保

市民ニーズが多様化し、新しいニーズが次々と生まれてきていますが、限られた財源の中、交付先の限定や特定対象の固定化などが見受けられることから、様々な活動団体が参加できるように、開かれた制度を構築し交付機会の均等化や透明性を高めていく必要があります。

(3) 補助金の種別とその課題

本市が交付している補助金等について、その性格と課題を整理すると次のとおりです。

① 事業費補助

【性格】 団体等が行う特定の事業(イベント・大会を含む)に対して、その事業に公益性があると市が判断し、当該事業を推進・奨励するために事業費の一部あるいは全部を補助金として支出するものです。したがって補助金の使途はその事業に限定されます。

【課題】 行政を補完するための事業に対する補助は、その対象経費や積算根拠を明確にする必要があります。また、特定の相手方への補助が長期化・固定化していると思われるケースも見受けられることから、支出内容及び終期について再検討することが必要であるとともに、各分野において様々な団体が活動を行っている中であって、なぜ、その団体や事業だけが固定的に補助を受けられるのか説明することが必要になってきます。

② 団体運営費補助

【性格】 行政を補完している団体等の行う事業に公益性があると市が判断し、その団体等の運営が自主・独立的に行われるよう、側面から支援するために補助金を支出するものです。

【課題】 団体運営補助という性格上、補助金の使途は特定事業に限定しておらず、補助対象経費等が曖昧になる傾向があり、算出根拠が不明確なもの、同種団体へ一律の定額補助を行っているもの、自己負担の割合が少ない、繰越金が多額であるなどの問題点が散見されます。また、補助金はその団体のどの事業に、どのような形で活かされたのかなどが判然としない場合があります。また、運営費補助を受けている多くの団体については、設立の初期段階における組織力・運営基盤が弱い弱いため、自立できるまでの一定期間、運営費に対して補助してきたものでありますが、補助金の交付が長期化・固定化することにより、団体の自立を促進する本来の補助目的を阻害しているケースも見受けられるため、終期の設定など

是正することが必要です。

③ 扶助的補助

【性格】法令に基づき、社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出される経費で、よりきめの細かい行政サービスの展開や格差の是正のために支出するものです。

【課題】所得制限の有無など交付条件において差異があるものがあり、公平性を満たすことが必要であるとともに、国・県の補助制度が終了したもので、市単独で支出しているものについては、社会環境や市民ニーズ等を勘案しながら再検討することが必要です。

④ 利子補給補助

【性格】市民、事業者等の借入金に係る利子差額を補給することにより事業目的を達成するために補助金を支出するものです。

【課題】融資限度額の見直しや借入利率の変動に合わせた利子補給率の設定など制度の再検討が必要です。

3 見直しの視点

① 基本的視点

各種団体等と行政との役割分担を行うためには、まず公共性の有無を判断する必要がありますが、補助金を含めた行政サービスの公共性については、公益性と必要性の二つの観点から公共性を判断することを基本とし、以下の個別的視点を加味し総合的に調整します。

② 加味する視点

ア 財政的視点

恒常的に交付している補助金、すでに補助目的を達成している補助金、統合可能な補助金について見直しを進めることにより、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図ります。

イ 事業内容重視の視点

事業内容について、公益性の度合い、市民ニーズへの合致、さらに用途の適切さなど、その内容を見直すことにより、単に補助金の削減そのものが目的ではなく、交付事業の適正な執行や補助金の有効な活用を図ります。

ウ 客観的視点(交付基準策定)

補助金交付のあり方を客観的に判断する基準を策定し、公平・公正な審査及び検討を行う必要があります。

4 見直しの方向性

① 事業費補助への移行

補助金の交付にあたっては、本来事業費を対象に補助されるべきであり、事業に対する計画を立て、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくこ

とが必要であると判断された場合に、補助金が交付されるべきであります。このように補助対象を明確に事業費に限定することで、補助の効果、必要性を問う事業評価につながるようになることから、事業費補助への移行を図ります。なお、「事業費補助への移行」により単年度決算が基本的な考え方となることから、実績報告における剰余金（従来繰越金となっていたもの）は発生しないこととなります。

② 団体運営費補助のあり方の見直し

「事業費補助への移行」の考え方から、団体運営補助は、補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、終期を定め段階的に減額していくものとします。しかしながら、団体の設立時などの初期段階において運営基盤が弱い場合や本市の目標である「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のための団体運営補助については、原則外として一部認め、終期を定めるものとします。また、団体等が行っている事業が、本来市が主体となって行うべき行政の代替としての性質を有している場合については、そもそも団体運営補助金として支出していることが適切であったかという点で疑問があり、団体が行っている特定の事業に着目して委託事業へ切り替えることも併せて検討します。

③ 終期の設定(サンセット方式の確立)

補助が長期間にわたる場合、既得権化などの様々な問題が生じてきます。特に団体運営補助金については、適切な見直しを適時実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要があります。新たな補助金については開始時に、既存の補助金は改めて終期を設定します。なお、終期は通算3年以内を原則とします。

④ 第三者審査機関の設置

補助金交付における妥当性や公平性、透明性を確保するためには、行政側だけの判断では市民から理解を得られることは難しいことから、補助金交付のあり方を客観的に判断する基準を策定し、公平・公正な審査及び評価などを行うために、市民を含めた第三者機関を設置します。

⑤ 新たな制度への移行に伴う前年度繰越金の調整

ア 自主財源のない団体については、事業実績において剰余金が発生した場合は、翌年度へ繰り越し、翌年度補助金を減額調整することを原則とします。

イ 自主財源のある団体については、事業費補助への移行をした時点で前年度繰越金を事業費とは切り離し、市の裁量権の範囲にはないものとして取り扱うこととします。ただし、事業費補助への移行が完了するまでの間、事業実績において剰余金が発生した場合は、翌年度へ繰り越し、翌年度補助金を減額調整することを原則とします。

⑥ 総額の抑制

限られた財源の効率的・効果的な活用を図るため、補助金総額を抑制するとともに、新たな補助金の交付にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを原則に対応します。なお、協働のまちづくりに寄与するものなど市の施策として相当の

効果が認められる補助金については、より効果的な交付を行うような方策を合わせて講じます。

⑦ 各種補助団体への関与の見直し

市が事務局業務(実質的に事務局業務を行っている場合を含む。)を行っている場合は、団体の自主的事業展開を促すために、団体の事務は団体の責任として担うことを原則とします。なお、移行期間については、それぞれの団体の実情に合わせて順次実施することとします。また、移行が困難な場合は事業手法の見直しを検討します。

5 補助金の交付と見直しに関する基準

今後の本市の補助金制度をあるべき姿としていくために、以下の基準に基づいた補助金制度の運用を行うものとします。

(1) 補助金交付基準【別表1】

地方自治法では、地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができることになっています。公益上必要があるかどうかの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるものでなければなりません。この視点に基づき、多種多様な補助金について公平性を確保し補助金を交付(審査)するための基準や予算の単年度主義の原則に基づき、補助金についても年度単位で予算化する必要があるため、毎年度この基準に基づき審査決定します。

(2) 補助金見直し基準(通算3年経過後の補助金の判断基準)【別表2】

終期設定の原則から、補助金は通算3年以内で交付を終了します。しかしながら継続する必要が認められる場合もあり、補助金については、通算3年経過した際に改めて見直しを行う必要があります。その継続、廃止等の見直しのための判断基準として補助金見直し基準を設けます。なお、この基準は、補助金交付基準を踏まえ適用するものです。

6 その他

(1) 負担金の見直し

負担金の多くは市が構成又は加入している各種団体等へ支出する負担金ですが、本来の加入の意義、その役割等が見直されないまま漫然と支出しているものが散見されます。また、負担割合についても、旧1市4町時代の額の合算や算定方法を継続したものもあるとともに、交付先団体の事業内容、収支の状況をみると、その効果に疑問があるものなども見受けられます。今後は、市が主体となっているもの、また、それ以外のものについても、再度設立、加入の意義・役割や効果等を検証し、脱退、解散を含め構成団体間での協議や事業内容・負担額の見直しの提案などを行いながら、補助金の見直しの視点・方向性に準じて、必要性・適時性・効果などを審査し抜本的な見直しを行います。

(2) 公募型・提案型補助金制度の検討

時代の変化に伴う市民ニーズの多種・多様化が進む中、地域における市民活動への助成要望が増えつつありますが、限られた財源の中で、時代の変化に応じた新たな施策に対して効果的に補助金を交付し、決定のプロセスの透明性・公平性を確保するとともに、市民との協働のまちづくりの観点から公共サービスの新たな担い手を創出するためには、補助金等をその一手段としてより有効に活用することが重要になっています。このようなことから、一定の予算枠内での公募型・提案型の補助金制度の創設や既存補助金の性質に応じた公募型等補助金への転換について検討を行います。

【別表 1】 補助金交付基準

内容	項 目	説 明
1 判 断 指 針	(1)事業の公共性 (必要性、公益性)	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供することのないもの ②行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進しようとするもの ③地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの
	(2)事業の効果性 (有効性・効率性・適時性)	①補助金の交付に対して効果が認められるもの ②事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致していること。 ③多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。 ④社会経済情勢から時宜を得ていること。
	(3)団体等の適格性	①団体等の会計処理及び使途が適切であること。 ・団体等の決算において、実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていないこと。 ・団体等において適正な監査機能を有していること。 ②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
2 補 助 対 象 経 費	(1)事業費対象の原則	①団体運営経費にかかる補助は原則対象としない。(ただし、設立したばかりの新規団体及び「協働のまちづくり」の推進団体に対する場合を除く。) ②現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は対象としない。 ③調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費は対象としない。
	(2)補助率・補助単価の明確化の原則	①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定する。
3 期 間	(1)終期の設定の原則	①市単独補助金は、原則として通算 3 年以内で交付を終了する。 ②国や県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直す。なお、補助期間内であっても必要に応じて見直す。

【別表2】補助金見直し基準(通算3年経過後の補助金に関する判断基準)

方向	項 目	見直し手法、内容等
1 継続 (見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられているもの	経費精査
	(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的であるもの	経費精査 ※国県補助終了をもって廃止
	(3)他市町村との協議等により市の負担が決定しているもの	経費精査 ※他市等との協議
	(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの	経費精査
	(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められるもの	同上
2 廃 止	(1)既存の団体運営経費に対する補助	廃止(場合により事業費補助金への切替等)
	(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されたもの	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
	(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの	同上
	(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの	同上
	(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助するもの	同上
3 費目 変更	補助金になじまない事業 (市の直接経費での支出)	※委託費、報償費等の検討(場合により年次縮減、終期設定等)
4 統 廃 合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果があがるもの	経費精査+同一団体に対する場合及び同一趣旨の統廃合

飯塚市公共施設等 総合管理計画について

令和6年6月
財産活用課

飯塚市公共施設等総合管理計画について

これまでの変遷

計画

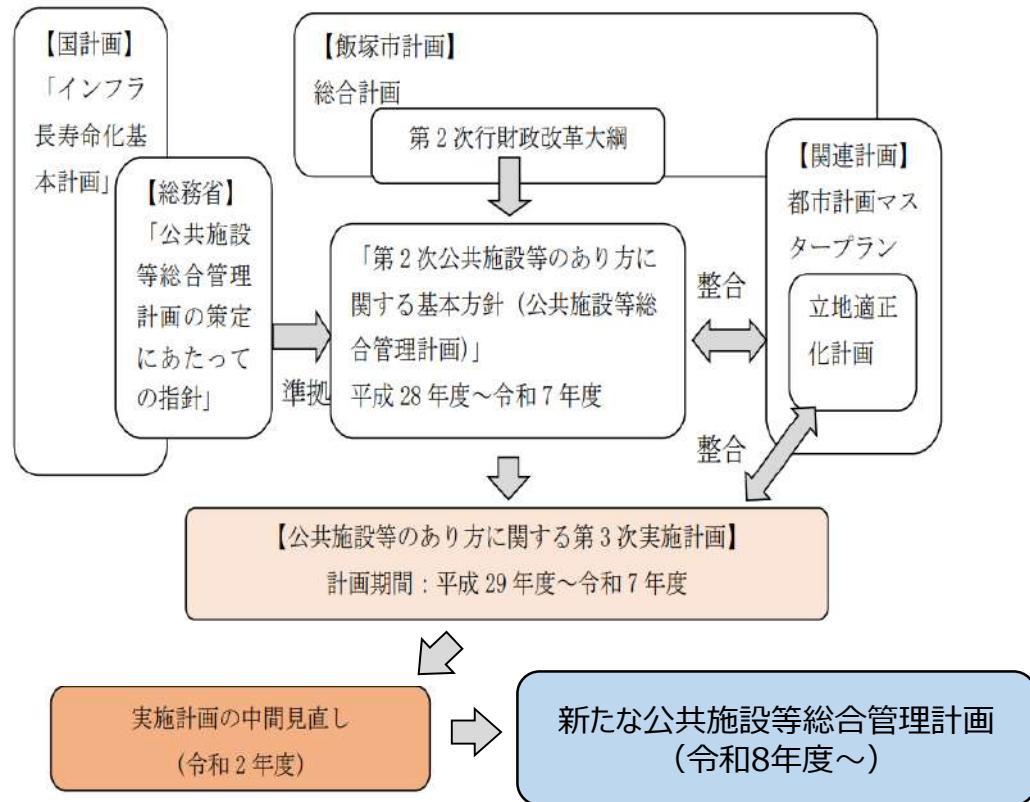
- 平成20年3月 飯塚市公共施設等のあり方に関する**基本方針**
- 平成21年2月 飯塚市公共施設等のあり方に関する**第1次実施計画**
- 平成23年3月 飯塚市公共施設等のあり方に関する**第2次実施計画**
- 平成28年1月 飯塚市**第2次**公共施設等のあり方に関する**基本方針**
(公共施設等総合管理計画)
- 平成29年7月 飯塚市公共施設等のあり方に関する**第3次実施計画**
- 令和 3年3月 飯塚市**第2次**公共施設等のあり方に関する**基本方針**(改訂)
(公共施設等総合管理計画)
- 飯塚市公共施設等のあり方に関する**第3次実施計画**(改訂)

第2次公共施設等のあり方に関する基本方針

【10の方針】

- ①市民参画による公共施設等の見直しを推進します
- ②公共施設等の総量の最適化を推進します
- ③公共施設等の効率的で効果的な配置を推進します
- ④公共施設等の運営の最適化を推進します
- ⑤公共施設等の長寿命化を推進します
- ⑥公共施設等の耐震化を推進します
- ⑦公共施設等の適正な維持管理を推進します
- ⑧広域的な連携を推進します
- ⑨民間活力および、市民との協働により有効利活用を推進します
- ⑩PFI・PPP等の活用を推進します

関連計画体系図



公共施設等のあり方に関する第3次実施計画

【6つの指針】

- ①総量の最適化
- ②配置の最適化
- ③運営主体の最適化
- ④運営方法の最適化
- ⑤空きスペースの有効活用
- ⑥跡施設・跡地の有効利活用

飯塚市公共施設等総合管理計画策定

1. 10年間の検証と計画策定の背景

○公共施設等の現況整理（令和7年度時点）

- ・令和8年度時点の公共施設を用途分類別に整理（過去10年間で統廃合、新設した公共施設等）
- ・用途分類別に整理したデータを基本に今後の10年間及び将来計画の見通しの検討

○達成状況

- ・前回実施計画期間2016～2025年度までの達成状況(延べ床面積及び維持管理費)の検証
- ・達成状況については用途分類別に整理、分析

○策定の背景と位置づけ

- ・新たな統合管理計画策定の背景と位置づけの明記

○計画期間

- ・計画期間を10年間（2026～2035年度）
- コストシミュレーション（長期修繕計画）の期間は30年間（2026～2055年度）

2. 飯塚市の概要及び公共施設の現況把握・分析

○市の概要

- ・人口構造、財政状況等を整理、分析
- ・類似団体との比較を行い、10年前（平成28年度）とのデータを比較、分析

○公共施設の老朽度調査

- ・市が指定する公共施設約90施設(延床面積50㎡以下を除く建築物)の老朽度調査の実施
老朽度調査は目視及び手の届く範囲での打診調査
- ・設備関係(照明、空調、給排水施設等)については更新期間をもとに老朽度を評価
- ・指定する公共施設の不具合等についてのアンケート調査及び管理者から聞き取り調査

3. 市民意向調査の実施、分析

- ・市民意向調査を実施し、集計、分析
- ・アンケート調査は市内12地区に分割し、配布、分析は12地区ごとに実施
- ・アンケート票数500件×12地区=6,000票 回収目標30%(前回31.9%)

4. 「飯塚市公共施設等総合管理計画（公共施設等のあり方に関する基本方針）」の作成

○項目の整理、案の策定

- ・インフラ施設の30年間の目標値 ・公共施設の管理のための実施方針
- ・公共施設(建築系)の30年間の目標値(延べ床面積) ・目標達成のための手段等

実施計画

1. 計画の概要

○実施計画に向けての背景と目的

- ・新たに今後10年間の計画となる次期計画に至った経緯、計画策定の背景、目的の記載

○位置づけ

- ・国の上位計画、市の総合計画、関連計画、公共施設等上位計画である総合管理計画との関係の体系図化

2. 実施計画の最適化の進捗状況

- ・施設カルテをまとめ、施設の最適化の進捗状況の分析
- ・最適化については下記の項目とする
 - ①総量の最適化 ②配置の最適化 ③運営主体の最適化
 - ④運営方法の最適化 ⑤空きスペースの有効活用
 - ⑥跡施設・跡地の有効利活用

3. 最適化の基本方針

- ・最適化の進捗状況、今後の新たな計画を踏まえ、今後10年間の最適化のあり方の検討

4. 長寿命化計画の方針

- ・今後、施設を維持管理していく上で、予防的な維持管理をしない施設の選定、長寿命化を図る施設の修繕、大規模改修の周期、優先順位の考え方など、飯塚市の公共施設の長寿命化計画の基本方針を定める
- ・修繕・大規模改修については、個別施設（学校教育施設・公営住宅を除く。）ごとに10か年以上の計画を策定する（約90施設）

5. 個別方針

- ・基本方針及び目標使用年数の設定を踏まえ、関係各課・係との協議を実施し、各施設別の個別方針の更新

6. 進捗管理及び実施体制の方針

- ・進捗管理に関する課題等を踏まえ、個別方針を着実に実施していくための実施体制と進捗管理(PDCAサイクル)の方法について方針を示す

7. 「実施計画」の作成

○総務省が示している項目の実施方針を記載

- ・維持管理、修繕、更新等の実施方針 ・安全確保の実施方針 ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針 ・統合や廃止の実施方針 ・ユニバーサルデザインの実施方針
- ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針